

善監委告示第3号

平成23年3月3日付け善監委第7号で提出した平成22年度定期監査(後期分)の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成23年4月8日

善通寺市監査委員 藤岡 博文

善通寺市監査委員 大平 達城

監査指摘事項の取り組みについて

【各課共通指摘事項】

（委員会委員の謝礼について）

委員会の一部において、その職務上、附属機関に該当する委員の役務の対価を報償費の謝礼として支出している。その支出科目は不適切であるので、条例を整備し、報酬として支出されたい。

【検討結果】

委員会の設置状況を整理し、必要なものについては条例整備を検討する。

監査指摘事項の取り組みについて

【各課共通指摘事項】

（履行遅滞に対する遅延損害金について）

香川県緊急雇用創出基金事業の契約書に記載されている履行遅滞に対する遅延損害金の利率が、善通寺市契約規則における利率より高い。契約書に遅延損害金を数値で記入するときには、十分に市の関係規則との整合性を図られたい。

【検討結果】

善通寺市契約規則における履行遅滞に対する遅延損害金の利率は、毎年、財務省告示による政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率に合わせて定めている。

平成 21 年度においては 3.6%、平成 22 年度 3.3%、平成 23 年度 3.1%と変更されてきており、平成 22 年度の契約のなかに 3.6%と市の遅延損害金の利率より高い利率になっているものが多数あった。

各事業課には契約時の注意事項で指示をしていたところであるが、今後はより一層の周知徹底を図り、利率を使用した契約をする場合には、関係規則との整合性を保つよう留意し、商工観光課でも再度確認をすることとする。

監査指摘事項の取り組みについて

【各課共通指摘事項】

（附属機関等の善通寺市ホームページでの公開について）

地方自治法第138条の4第3項及び条例で設置している附属機関等について、高松市ほか3市では、市のホームページに附属機関等を公開している。本市においても附属機関等の情報を善通寺市ホームページで公開し、その中で委員名簿（任期も併記）等も公表することにより、市民の市政への参画をより一層推進するよう検討されたい。

【検討結果】

市ホームページの内容を充実させていくことは、市民との情報共有の推進及び市政運営の透明性の向上が図られることから、附属機関等の情報を市ホームページで公開することについては、今後、検討する。

監査指摘事項の取り組みについて

【人事課指摘事項】

市のホームページの「H21 人事行政の運営等の状況の公表について」において、職員数の表及びグラフが掲載されている。行財政改革に伴う職員定数の削減状況の点では、わかり易くなっている。一方、正規職員数をカットした人数に対して、アウトソーシングによる非正規職員数が増加している実態がある。真に行政サービスに必要な労働力を知る観点からも、正規職員数及び非正規職員数を併記し、市のホームページ・広報誌等に公表することを検討されたい。

そうすることにより、市全体の業務量に伴う労働力が市民に理解され、人件費以外のアウトソーシングによる業務委託料等も含めた経費が明らかになり、行政改革の成果がより理解されるものと考えられる。

【検討結果】

ホームページに、定数外職員を含めた職員数を公表するよう検討する。

監査指摘事項の取り組みについて

【企画課指摘事項】

防災会議委員報酬が未執行である。会議の重要性を鑑み、計画の改定が無い場合も研修を兼ねて開催されたい。

南海地震等の発生が危惧されている昨今、市民は、市の要請等により自主防災組織を立ち上げて訓練を実施している。また、教育関係施設・児童関係施設においても、防災訓練が定期的実施されている。

一方、本庁職員による地域防災計画に基づく訓練（総合訓練・災害対策本部設置運営訓練・図上訓練）が定期的実施されていないように見受けられるので検討されたい。

【検討結果】

指摘事項

防災会議については、必要に応じて開催するよう努める。

指摘事項

ご指摘のとおり、災害が発生した場合に備えて、本庁職員による災害対策本部設置運営訓練などの防災訓練が定期的実施されていないので、今後は、防災訓練を定期的実施する。

監査指摘事項の取り組みについて

【総務課指摘事項】

土地等借上料については、精査の上で契約されていると考えられる。しかし、一部の契約において、地価が全国的に下がっているのに4年間ほど借上料が据え置かれている。次期の契約の際には、据え置きのある理由があると思われるものの、場所も含めて、借上料の検討をされたい。なお、教育施設の借上料については、予算・契約を教育委員会で一貫して行うよう計画的に検討されたい。

【検討結果】

総務課所管の土地借上料については、固定資産評価額の変動に伴い、契約更新時において地権者との協議のうえ見直しを行うように努めており、市役所構内等の財務局からの借地と四国学院大学グランド用地については地権者の理解を得ながら改定年毎に借上料の見直しを行っている。

今回指摘のあった、職員駐車場用地、防火水槽用地及び駅前駐輪場等については、特殊な目的での土地利用や代替えが効かないなどの理由もあることから、地権者と協議を行いながら慎重に検討していく。

また、教育施設に係る土地借上料については、予算・契約を教育委員会で行うように合わせて検討していく。

監査指摘事項の取り組みについて

【財政課指摘事項】

交付金の状況の公表については、条例に基づき閲覧に供しているところである。しかし、より一層、市民に周知を図り、交付金の理解を得るためにも市のホームページ・広報誌等への掲載も検討されたい。掲載事項は、少なくとも交付金名称・交付団体名・交付金額は必要と考えられる。

【検討結果】

市のホームページへの掲載を検討する。

監査指摘事項の取り組みについて

【農政課指摘事項】

善通寺市ホームページ更新業務委託として約 300 万円の契約を行っている。一方、企画課においては、ホームページシステム管理業務委託に約 240 万円の契約が行われている。契約先は、同一の業者となっている。

これらのことから、予算・委託契約は統一し、簡素化することが効率的なので検討されたい。

【検討結果】

委託契約の統一について、委託先及び企画課と協議を行い、平成 23 年度から企画課において統一した契約を行うこととした。

監査指摘事項の取り組みについて

【商工観光課指摘事項】

(仮称)観光交流センターが整備されてきている。今後の活用について、市民の理解を得るように広報活動を進めるとともに、他の関係機関との連携、観光客への情報の発信等を検討されたい。

【検討結果】

観光交流センターは、市の文化財指定を受けた昭和初期の料亭建築様式を残す趣のある木造建築物を整備したものであり、市の観光情報発信機能を有することはもとより、各イベント等で市を訪れる観光客の皆様や、お遍路さんをはじめ市民の皆様に幅広く利用していただける施設である。

これらの機能を有する歴史的建築物として、出来るだけ多くの皆様に利活用していただけるよう、パンフレットや市の広報誌を活用してのPRのほか、市のホームページにも掲載し周知を図るとともに、将来的には独自のホームページの開設も検討していきたい。

また、「総本山善通寺」はじめ「陸上自衛隊善通寺駐屯地」、「善通寺商工会議所」、「四国学院大学」など関係団体とも連携を図りながら利活用の促進に努めていく。

監査指摘事項の取り組みについて

【土木課指摘事項】

まちづくり交付金事業で実施している「南大門前にぎわい広場」の道路整備が一段落したところである。今後の、工事計画、完成図を広報誌、看板、ホームページ等で周知し、市民の理解を深めるように検討されたい。